

第 2 部

平成 22 (2010) 年度に 県が実施した主な施策

1 男女共同参画施策の実施状況

環境づくり

重点項目

- 男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備
- 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備
特に、多様な働き方や、男性も含めた「働き方の見直し」が可能となる環境の整備

1 働く場における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- ^{※1}積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた啓発、具体的なモデルや成果の普及啓発
- ^{※2}次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進
- 事業主に対する、労働条件の整備や育児・介護休業の取得など働きやすい職場環境の整備・推進に向けた啓発
- 育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児、介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実

（1）男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

平成22(2010)年度の実施状況

- 職場における昇進・昇格等の男女間の格差を是正し、女性が十分に能力を発揮できる職場環境づくりを促進するため、事業主や人事労務担当者等を対象とした働く女性のポジティブ・アクション推進セミナーを開催しました。（商工労働局）

<「働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー」開催状況>

開催日	開催地	参加者数（人）
平成22（2010）年6月28日	広島市	114

※1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差がある場合、それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のことをいう。

※2 次世代育成支援対策推進法：地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策（少子化対策）を平成17（2005）年度から10年間で集中的・総合的に推進するための事業主行動計画の策定を義務付けた法律。なお、平成20年（2008）の改正により、平成23年（2011）4月から、義務付けとなる企業規模が、常時雇用する労働者301人以上から101人以上に拡大された。

(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

平成 22(2010) 年度の実施状況

- 次世代育成支援対策を総合的に推進していくため、^{※3}「みんなで育てるこども夢プラン」に掲げる施策を積極的に推進しました。(健康福祉局) (商工労働局)

(具体的な取組)

- ・ ^{※4}育児・介護休業法等の周知徹底を図るとともに、「両立支援企業応援コーナー」において、一般事業主行動計画の策定・実施を支援しました。(商工労働局)
- ・ 仕事と家庭の両立に取り組む企業を登録し、県のホームページなどでその内容を紹介しました。(登録マーク)

また、行政施策の基礎資料とするため、次世代育成支援社会の実現に向けた企業の取組状況等を調査しました。

(商工労働局)



- ・ 仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進するため、仕事と家庭を考える月間(10月)に事業主等を対象とした両立支援対策セミナーを開催しました。(商工労働局)

< 「両立支援対策セミナー」開催状況 >

開 催 日	開 催 地	参加者数 (人)
平成 22 (2010) 年 10 月 4 日	広 島 市	1 2 8
平成 22 (2010) 年 10 月 6 日	福 山 市	5 2

- ・ 男女が共に、子育てをしながら安心して働き続けることができるよう、一時預かりや休日保育、病児・病後児保育など、多様なニーズに対応した保育サービスを充実させるとともに、^{※5}地域子育て支援センターや^{※6}放課後児童クラブ・^{※7}放課後子ども教室の設置など、市町が実施する「子育てサービス事業」に対する支援を行いました。(健康福祉局) (教育委員会)

※3 みんなで育てるこども夢プラン：「子育てするならわがまちで！」とみんなが誇れる広島県づくりのためのめざす姿。基本姿勢及びその実現のための施策などを明らかにしたもので、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく県の行動計画。計画期間：平成22(2010)～26(2014)年度。

※4 育児・介護休業法 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)：少子化対策の一環として、平成4(1992)年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7(1995)年に制定、平成11(1999)年4月からすべての事業所を対象に施行。平成13(2001)年には休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成16(2004)年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇制度の創設、平成21(2009)年には子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進などを盛り込んだ改正が行われた。

※5 地域子育て支援センター：育児不安などについての相談を受けたり、子育てサークルなどの活動拠点となる施設。保育所などに併設されている。

※6 放課後児童クラブ：児童福祉法に基づいて保護者が就労等により昼間家庭にいない主に小学校低学年の児童を対象に、放課後や長期休業期間などに児童館や学校の余裕教室、公民館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るもの。

※7 放課後子ども教室：安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を推進するもの。

<主な保育・子育てサービス関係事業の実施状況>

区 分	平成 22(2010)年度	
	市町数	実施か所数
一時預かり事業	21	238
休日保育事業	6	14
病児・病後児保育事業	14	28
地域子育て支援センター事業	23	109
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	22	460
放課後子ども教室設置事業	17	152

- 男女労働者が職業生活と家庭生活を両立させ、地域活動へも積極的に参画できるよう、勤務時間の短縮やボランティア休暇制度の導入等について事業主に対する普及啓発に努めるとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発のため、11月を「ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン強調月間」とし、連合広島、広島県経営者協会及び広島労働局と協力して、期間中にセミナーの開催などの取組を行いました。(商工労働局)

<「平成 22 年度広島ワーク・ライフ・バランスセミナー」開催状況>

開催日	開催地	参加者数(人)
平成 22(2010)年 11 月 4 日	広島市	125

- 近年の親の就労環境やライフスタイルの変化に対応するため、^{※8}(財)ひろしまこども夢財団に委託し、父親の子育て意識や家庭生活の中での役割の認知等の向上をめざした研修を実施する企業・団体において、お父さん応援プログラムの実施を支援し、かつ、企業・団体の子育て支援意識の改革の促進を目的としたお父さん応援事業に取り組みました。(健康福祉局)
- 男性の育児休業等の取得を促進するため、キャンペーンや奨励金の支給を通じ、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を推進しました。(商工労働局)

<男性の育児休業等促進キャンペーンの主な内容>

項目	概要	数量等
テレビCMの放送	民放4局による放送	計66回
ポスターの作製	県内の産婦人科へ配布等	約150箇所
リーフレットの作製	母子手帳と共に配布等	25,000部

<いきいきパパの育休奨励金支給状況>

奨励金申請件数	38社(対象人数44人)
---------	--------------

- 女性の継続就業等を支援するため、従業員の保育ニーズに対応し、事業所内保育施設を設置・運営する中小企業等に対し、費用の一部を助成しました。(商工労働局)

※8 (財)ひろしまこども夢財団: 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを民間の立場から推進するため、平成8(1996)年2月に県が設立した財団法人。

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

平成 22(2010) 年度の実施状況

- パートタイム労働者や派遣労働者の適正な処遇，労働条件が確保されるよう，^{※9}パートタイム労働法や^{※10}労働者派遣法等の周知を図りました。 (商工労働局)
- 女性のチャレンジ支援関連の情報提供や，女子高校生に将来の多様な進路選択を考えるきっかけとしてもらうことを目的としたチャレンジセミナーを開催した^{※11}(財)広島県女性会議(資料編 86～87 ページ参照)を支援しました。
また，母子家庭の母等の仕事と家庭の両立を支援するための職業訓練(知識等習得訓練)を民間教育訓練機関等に委託して実施しました。 (環境県民局) (商工労働局)
- モデル医療機関において，女性医師の短時間勤務を実施し，短時間勤務の課題を抽出し，制度普及に向けた検討を実施しました。また，女性医師の復職・育児の悩み等に対応する相談窓口をモデル的に設け，復職，育児支援のための課題を抽出し，支援策の検討を実施しました。 (健康福祉局)
- 出産・育児などで離職し再就職を希望する女性を支援するためのセミナー等を開催するとともに，県内の養成施設等が実施する未就業の介護福祉士等の再就業を支援するための研修を支援しました。 (健康福祉局) (商工労働局)

<女性の再就職ステップアップセミナー等開催状況>

内 容	開 催 地	開 催 時 期	参加者数 (人)
パソコン研修 (W o r d)	広島市・福山市	9～11月	71
〃 (E x c e l)	〃	9～11月	77
〃 (ビジネス文書)	〃	9～11月	65
再就職準備研修	〃	10～12月	67
コミュニケーション能力向上研修	〃	10～12月	78
ビジネスマナー研修	〃	10～12月	69
再就職応援フェア	広 島 市	1月	85



※9 パートタイム労働法 (短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律) : 適正な労働条件の確保，その他の雇用管理の改善により，短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため，平成 5 (1993) 年に制定。平成 19 (2007) 年に雇入れ時の労働条件明示の義務化や通常の労働者との均衡の取れた待遇の確保等を図る内容の改正が行われた。

※10 労働者派遣法 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律) : 労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため，昭和 60 (1985) 年に制定。平成 19 (2007) 年までに，対象業務の原則自由化，派遣労働者の権利保護，派遣受入期間の延長や派遣対象業務の拡大などを盛り込んだ改正が行われた。

※11 (財) 広島県女性会議 : 男女共同参画社会づくりを推進するため，昭和 63 (1988) 年に県と女性団体が設立した財団法人。

- ワンストップ雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」や「ひろしまジョブサイト」により、求人情報や就職支援情報などの雇用労働に関する幅広い情報を提供しました。

また、あらゆる世代の就業や社会貢献活動を幅広く支援するため、就業等を支援する関係機関と連携して「ひろしましごと館」を運営しました。(商工労働局)

ワンストップ雇用労働情報提供システム ～インターネットによる迅速・的確な情報提供～
「わーくわくネットひろしま」(パソコン版, 携帯電話版)

<p>求職者向け 求人情報, U・I ターン, 多様なワークスタイル, 起業支援, 生活支援, 障害者への支援 など</p>	<p>学生向け 就職ガイダンス情報, 就業相談窓口, インターンシップ, 求人情報など</p>
<p>労働者向け 労働相談コーナー, 勤労者福祉・福利厚生, 労働大学, 職場における男女均等の取扱いなど</p>	<p>事業主向け 助成金データベース, 職業能力開発, 障害者雇用, 高齢者雇用 など</p>

パソコン <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>
携帯サイト <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>

- 就業等を支援する関係施設と連携して、「ひろしましごと館福山サテライト」にコーディネーターを配置し、全世代を対象とした就職や社会貢献活動に関する幅広い支援を実施しました。

(商工労働局)

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

平成 22(2010)年度の実施状況

- 農林水産業や商工業等の自営業において、経営方針等の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行うとともに、商工会議所等の女性部活動事業に対する支援や農山漁村地域の女性団体等の取組・活動状況の広報を行いました。

(環境県民局) (商工労働局) (農林水産局)

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

平成 22(2010)年度の実施状況

- 小規模事業者の技術・経営管理能力の向上を図るため、広島県商工会連合会が事業者の要請に応じて専門家を派遣する取組や、商工会議所等が経営指導員の資質向上を図るために実施する研修を支援しました。

(商工労働局)

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 男女の地域活動への参画拡大に向けた、コーディネート等の支援など、地域づくりを担うボランティア、^{※12}NPO、住民自治組織等が活動しやすい環境の整備

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

平成22(2010)年度の実施状況

- 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の機会の確保に向けて積極的な取組が推進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行いました。

また、市町の行政委員会・審議会等委員などにおいても、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう機会をとらえて啓発を行ったほか、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育成するために（財）広島県女性会議が実施する「エソールひろしま大学」の運営を支援しました。
（総務局）（環境県民局）（教育委員会）（警察本部）

<エソールひろしま大学（基礎講座）修了者数等>

区分	総数（人）		広島校（人）		福山校（人）		開講期間
	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	
第5期	87 (9)	82 (8)	54 (5)	49 (4)	33 (4)	33 (4)	平成22(2010)年10月 ～23(2011)年3月
第1～5期 累計	265 (30)	243 (28)	176 (20)	157 (19)	89 (10)	86 (9)	

<エソールひろしま大学（応用講座）修了者数等>

区分	総数（人）		広島校（人）		福山校（人）		開講期間
	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	
第4期	42 (3)	36 (3)	25 (2)	21 (2)	17 (1)	15 (1)	平成22(2010)年4月 ～22(2010)年9月
第1～4期 累計	150 (16)	127 (16)	87 (10)	74 (10)	63 (6)	53 (6)	

<エソールひろしま大学（専科）修了者数等>

区分	総数（人）		開講期間	備考
	受講者数	修了者数		
第3期	14	12	平成21(2009)年10月 ～22(2010)年3月	受講対象者は女性のみ。広島校で開講
第1～3期 累計	57	52		

注) 第4期生は、平成23年1月から8月までが養成期間となっている。

※12 NPO (Non Profit Organization) : 民間非営利組織。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

平成 22(2010) 年度の実施状況

- NPO活動に対する理解を深め参加を促進するため、NPOに関する情報発信及び法人制度の普及啓発を行うとともに、住民自治活動の活性化のため、国の集落支援員・地域おこし協力隊制度の普及啓発に努めました。

その制度運用の中心的役割として神石高原町が事務局を担う「地域サポート人ネットワーク全国協議会」設立及び運営活動への協力を行いました。

また、地域住民が自主的に道路・河川の清掃や草刈等を行う^{※13}「アダプト活動」を支援しました。
(地域政策局) (環境県民局) (土木局)

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 市町の取組の積極的な支援，産学官連携による男女共同参画の推進

(1) 県の推進体制の充実等

平成 22(2010) 年度の実施状況

- 男女共同参画社会の実現に向けて、各部局の緊密な連携の下に、「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」（第3部 47～49 ページ参照）に掲げる施策を積極的に推進しました。

この「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」に掲げる具体的施策の推進期間が平成 22(2010)年度で終了することから、具体的施策の見直しなど、「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」の改定を行うこととし、「広島県男女共同参画推進条例」（資料編 77～78 ページ参照）の規定に基づき、計画に盛り込む事項について、広島県男女共同参画審議会（資料編 79 ページ参照）に諮問しました。

県民からの意見募集の結果を踏まえて調査・審議が行われ、取りまとめられた広島県男女共同参画審議会の答申の内容を反映させ、「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」（資料編 80～81 ページ参照）を策定しました。
(環境県民局)

※13 アダプト活動：アダプトが「養子縁組」をするという趣旨から、住民や企業などの団体が道路や河川などの清掃をボランティアで行い、わが子のように面倒をみる活動。

＜広島県男女共同参画審議会開催状況＞

	開催日	審議事項
第1回	平成22(2010)年6月3日	「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」に盛り込むべき事項について
検討部会	平成22(2010)年10月13日	
第3回	平成22(2010)年10月19日	
第3回	平成22(2010)年12月2日	

広島県男女共同参画審議会会長から知事への答申
(平成22(2010)年12月24日)



(2) 広島県女性総合センター「エソール広島」の充実・強化

平成22(2010)年度の実施状況

- 広島県女性総合センター「エソール広島」において、(財)広島県女性会議が実施する情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業を支援するとともに、事業連携を図りました。(環境県民局)

(3) 市町等との連携強化・取組支援

平成22(2010)年度の実施状況

- 地域の実情に応じた男女共同参画に関する主体的な取組を促進するため、市町、関係団体及び企業の男女共同参画担当者などを対象に、先進的取組事例の紹介等を行う「元気な地域づくりと男女共同参画」研修会を開催しました。(環境県民局)
(市町における取組の詳細は、第5部71～76ページ参照)

< 「元気な地域づくりと男女共同参画」 研修会開催状況 >

「どう根付かせる，男女共同参画

～第3次男女共同参画基本計画・中間整理の議論を中心に～

開催日：平成22（2010）年5月28日

開催地：広島市（エソール広島）

参加者数：116人

内 容：講演「どう根付かせる，男女共同参画

～第3次男女共同参画基本計画・中間整理の議論を中心に～

講師：実践女子大学人間科学部教授 鹿嶋 敬さん



「『男らしさ』って何だろう～男女共同参画と男性たち～」

開催日：平成23（2011）年1月26日

開催地：広島市（エソール広島）

参加者数：110人

内 容：基調講演 「男らしさ」って何だろう 男女共同参画と男性たち

講師：京都大学大学院文学研究科教授 伊藤 公雄さん

ワークショップ 男が語る、男が聴く あきら流、男の講座・男の悩み相談

講師：とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ館長 中村 彰さん



人づくり

重点項目

- 男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 県民が男女共同参画の推進に向けて主体的に取り組むことができるよう、男女共同参画社会の形成の意義や責務を踏まえた広報・啓発

平成22（2010）年度の実施状況

- 男女共同参画に関する県民の理解が深まるよう、男女共同参画週間や人権啓発フェスティバルでパネル展示等を実施するなど、各種研修会やセミナー等の機会を通じて啓発を行ったほか、ラジオ、インターネット、広報誌などによる広報活動を実施しました。

（環境県民局）

男女共同参画週間【毎年6月23日～29日】平成13（2001）年度から実施

平成22（2010）年度の標語

「話そう、働こう、育てよう。いっしょに。」

平成23（2011）年度の標語

「チャンスをつかち、未来を拓こう」

話そう、
働こう、
育てよう。
いっしょに。

平成22年度
男女共同参画週間
6/23(水)～29(火)
男女共同参画推進本部



<男女共同参画週間関連行事（広島市まちづくり市民交流プラザでの啓発資料等展示状況）>



2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

平成22（2010）年度の実施状況

- 地域での家庭教育の充実を図るため、^{※14}「『親の力』をまなびあう学習プログラム」を活用し、学識経験者等による出前講座や地域で学習プログラムを活用できる講師の養成を行いました。

（教育委員会）

<『親の力』をまなびあう学習プログラム』の出前講座（平成22（2010）年開催状況）>



(2) 生涯を通じた学習機会の提供

平成22（2010）年度の実施状況

- 地域における男女共同参画に向けた機運醸成を図るため、市町や地域団体等と連携し、地域支援事業（男女共同参画・地域入門講座）を実施する（財）広島県女性会議を支援しました。

（環境県民局）

<男女共同参画・地域入門講座開催状況>



※14 「『親の力』をまなびあう学習プログラム」：文部科学省の委託事業を活用して、広島県教育委員会が設置した地域家庭教育推進協議会が平成19（2007）年度に開発。親同士が教育力を高めることを目的としており、教材は、子育てをゼロ歳から小学校3年生までの「前期」、小学4年生から高校生までの「後期」に分けて、各時期の保護者向けに15種類が用意されている。

3 家庭における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 父親の家庭教育への参加促進の取組を行う市町の支援及び家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援
- 多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策に向けた市町の取組の促進

平成22（2010）年度の実施状況

- 経済団体・県・（財）ひろしまこども夢財団で構成する「こども未来づくり・ひろしま応援隊」による「子育て応援イクちゃんサービス」など、企業等による子どもと子育てにやさしい取組を推進しました。（健康福祉局）

「子育て応援イクちゃんサービス」の概要

対象	乳児・幼児・小学生のいる家庭
サービス内容	企業・店舗ごとにいろいろなサービスを設定 (料金の割引やポイントアップ, 子どもにやさしい施設の提供など)
サービスの提供	子ども連れで来店・来所の場合 子ども連れでない場合には, Kids☆めるまが(※)から送信される 「イクちゃんサービス」の画面を提示すれば同様のサービスが受けられる。

Kids☆めるまがとは, (財)ひろしまこども夢財団が実施している会員制のサービスで, 12歳以下の子どもの保護者等を対象に, 携帯電話のメール機能を活用して子育てに役立つ情報を送信するもの(無料)



ステッカーイメージ

参加企業等の情報提供及びPR等

- ・サービスへの参加を示すステッカーを企業や店舗等に交付
 - ・専用ホームページ及び携帯サイト等で, 企業や店舗等のサービス内容を紹介
- パソコン <http://www.ikuchan.or.jp/service/>
携帯サイト <http://www.ikuchan.or.jp/service/>

- ^{※15}「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム」の実施により子育ての不安解消を図る (財)ひろしまこども夢財団を支援しました。（健康福祉局）

※15「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム」: 乳幼児を持つ親を対象に, 参加者がそれぞれ抱えている悩みや関心のあることについて, グループで出しあって話し合いながら, 必要に応じてテキストを参照して, 自分にあった実際的な子育ての知識や方法を学ぶもの。

安心づくり

重点項目

- 配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組の推進

1 生涯を通じた健康と自立の支援

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 思春期、妊娠・出産期等各ステージにおいて性別に対応できる医療、健康づくり対策
- 周産期医療体制、不妊相談等支援体制及び小児医療体制の充実
- 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興支援体制の整備

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

平成 22（2010）年度の実施状況

- 男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう、県民の主体的な健康づくりを支援する「ひろしま健康づくり県民運動」の展開など、生活習慣病の予防対策を中心とする健康づくりを推進しました。（健康福祉局）
- 妊婦が検診費用を心配せず、必要な回数の妊婦健康診査（14回）を受けることができるよう、公費助成の拡充を行う市町を支援しました。（健康福祉局）
- 女性が、妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう、市町が実施する出産前後のケア等を支援するなど、母性保護・母性健康管理対策の推進を支援するとともに、周産期医療体制、不妊治療等支援体制及び小児救急医療体制の充実を図りました。（健康福祉局）
- ハイリスクの分娩・出産及び新生児医療を担う、総合・地域周産期母子医療センターの運営に対する補助を行いました。（健康福祉局）

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

平成 22（2010）年度の実施状況

- ^{※16}「広島県地域ケア体制整備構想」などを反映させた^{※17}「第4期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者の社会参画の促進に向けた普及啓発や学習・体験機会の提供などを行うとともに、高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備に努めました。（健康福祉局）

※16 広島県地域ケア体制整備構想：国の「地域ケア体制の整備に関する基本方針」を踏まえ、広島県の療養病床の再編成に伴う受け皿づくりを含め、将来の高齢者の介護等のニーズや社会資源の状況に即した「地域ケア体制」の今後の方針を示したものの。

※17 第4期ひろしま高齢者プラン：老人福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、本県において必要とされる高齢者福祉サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。計画期間：平成 21（2009）～23（2011）年度。

- 障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、^{※18}「広島県障害者プラン」を推進するとともに、^{※19}「第2期広島県障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努めました。(健康福祉局)
- 認知症患者と家族に対する支援を充実するため、早期からの専門的な医療の提供、専門医療相談及び介護との連携を行うための「認知症疾患医療センター」を設置しました。(健康福祉局)
- 地域における認知症ケア体制及び医療・介護の連携体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置する市町に所在する地域包括支援センターに認知症ケアの専門職を配置するとともに、地域住民や団体等によるネットワークの形成と認知症に関する専門的な研修を実施しました。(健康福祉局)
- 県民に対し認知症理解を図るため、認知症サポーター養成講座への県民の積極的な参加を促すとともに、世界アルツハイマーデー（9月21日）からの1週間を「オレンジリング週間」として位置付け、普及啓発イベントを実施しました。(健康福祉局)
- 地域住民を対象とした、福祉・介護サービスの意義や実態について紹介する事業等を実施しました。(健康福祉局)
- 女性の消防団員の加入が促進されるよう、市町や消防機関へ普及啓発を行いました。(危機管理監)

※18 広島県障害者プラン：障害者の生活全般にかかわる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプラン。計画期間：平成16(2004)～25(2013)年度。

※19 第2期広島県障害福祉計画：障害者自立支援法に基づき、国の基本指針に則して、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されるよう定めた計画。計画期間：平成21(2009)～23(2011)年度。

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- DV被害者の自立支援体制の充実及び関係機関の連携強化
- 民間団体との協働事業の実施による被害者の支援

(1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

平成22(2010)年度の実施状況

- ^{※20}「DV防止法」の周知徹底を図るとともに、相談・自立支援体制を充実させるため、被害者保護のための情報提供や暴力防止に向けた啓発などを実施し、西部こども家庭センターにおいて休日・夜間の電話相談にも対応したほか、被害者の安全を確保するための一時保護や弁護士などの専門家による被害者の支援を実施しました。(健康福祉局)
- DV防止法第2条の3の規定によって策定した^{※21}「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づき、DVのない社会の実現をめざして諸施策を推進しました。(健康福祉局)
- 行政及び民間が担うべき役割等について関係機関・団体間の意見交換を行うとともに、相互の連携を強化するため、^{※22}「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議を開催しました。(健康福祉局)
- 市町における^{※23}「配偶者暴力相談支援連絡会」の立ち上げや被害者支援ネットワークの構築を支援しました。(健康福祉局)

※20 DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13(2001)年に施行。被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。平成16(2004)年には、保護命令制度の拡充（被害者と同居する子への接近禁止命令など）や配偶者からの暴力の定義の拡大、平成19(2007)年には保護命令制度の拡充（生命・身体に対する脅迫を受けた被害者による申立てなど）や市町における基本計画策定の努力義務などを盛り込んだ改正が行われた。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫やパートナーなどからの身体的、経済的、性的、精神的暴力などをいう。

※21「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」：DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画。計画期間：平成18(2006)～平成22(2010)年度。

※22「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議：行政機関や民間団体等の関係機関が連携して、配偶者からの暴力被害者に対する支援を行うことを目的として平成13(2001)年10月に設置。平成14(2002)年10月には、関係機関との連携をより緊密にし、きめ細やかな相談・支援を行うため、県内を3地域（西部・東部・北部）に分け、各地域ごとにブロック別連絡会議を設置。

※23「配偶者暴力相談支援連絡会」：DV被害者の相談・保護・自立支援については、相談から自立まで関係機関の認識の統一が求められているため、市町内部等の連携組織として立ち上げ支援を行い、DV被害者支援体制を整備する。平成22年度末までに、県内で5市4町が設置。

※24 (2) セクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる暴力を防止するための取組の推進

平成 22 (2010) 年度の実施状況

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行いました。
とりわけ、児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントが後を絶たないことから、教育委員会及び学校に児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置し、児童生徒等からの相談に対応しました。(総務局)(環境県民局)(商工労働局)(教育委員会)
- ※25 ストーカー規制法やDV防止法等、男女間のあらゆる暴力の防止等に関する法律や制度の普及啓発を行うとともに、関係職員の研修を実施するなど、相談体制の充実を図りました。
さらに、※26 女性安全ステーションなど被害者が相談しやすい環境の整備や捜査過程における二次的被害の防止に努めました。(健康福祉局)(警察本部)

※24 **セクシュアル・ハラスメント**：性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。男女雇用機会均等法においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。

※25 **「ストーカー規制法」(ストーカー行為等の規制等に関する法律)**：年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成 12 (2000) 年に施行。「つきまとい行為等」についての警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令による規制及び「ストーカー行為」や「禁止命令違反」に対する罰則を規定。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことも規定している。

※26 **「女性安全ステーション」**：女性を不安に陥れるストーカー行為やDVなどの相談に対応するため、県内の 23 交番に専用の相談窓口を開設し、女性警察官の配置や専用相談スペースを整備している。平成 20 (2008) 年 7 月から運用を開始。

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備

平成22（2010）年度の実施状況

- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力を推進するため、国際交流・国際理解講座を開催した（財）広島県女性会議を支援するとともに、国からの男女共同参画に関する国際機関の動向や国際的な取組指針などの情報を、県内市町、関係団体等へ幅広く提供しました。

（環境県民局）

<「国際交流・国際理解講座」開催状況>

開催日：平成22（2010）年12月12日

開催地：広島市（エソール広島）

内 容：「開発途上国から現在（いま）を知る
～3人の女性が語るグローバル化時代の
途上国の女性と子どもたち～」

講師：中坂恵美子さん（広島大学社会科学部准教授）
祝迫直子さん（県立高宮高等学校教諭・青年海外協力隊経験者）
竹下千晶さん（テレビ新広島報道局記者・学生時代カンボジアでボランティア活動を経験）



2 広島県男女共同参画基本計画（第3次）目標フォローアップ一覧

総括目標

	注1 計画策定時の数値（年度）		注1 現況値（年度）		目標値（年度）	
	女性	男性	女性	男性	計画策定時の数値からの増加	
「社会全体における男女の地位」が平等だと感じる人の割合	7.3%	19.1%	7.3%	19.1%		H27 (2015)

個別目標・参考とする指標

環境づくり

指 標 名	注1 計画策定時の数値（年度）		注1 現況値（年度）		目標値（年度）	
1 働く場における男女共同参画の推進						
(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備						
参考 雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合	女性43.3%	男性72.7%	H19 (2007)	女性43.3%	男性72.7%	H19 (2007)
参考 正社員等一般労働者において男性を100とした場合の女性の給与水準	72.5		H22 (2010)	72.5		H22 (2010)
参考 女性管理職（課長相当職以上）を登用している県内事業所の割合	33.5%		H22 (2010)	33.5%		H22 (2010)
参考 県管理職（課長相当職以上）のうち女性の占める割合 注2	5.7%		H22 (2010)	5.1%		H23 (2011)
参考 県内の小・中・高等学校、特別支援学校における管理職（校長、副校長・教頭）のうち女性の占める割合	校長23.0%	副校長・教頭24.3%	H22 (2010)	校長23.0%	副校長・教頭24.3%	H22 (2010)
(2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備						
目標 一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合	2.9%		H21 (2009)	4.1%		H22 (2010)
目標 育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	60.5%		H22 (2010)	60.5%		H22 (2010)
目標 男性の育児休業等促進宣言企業数	—		H21 (2009)	76企業		200企業 H26 (2014)
目標 男性の育児休業取得率	1.2%		H21 (2009)	1.2%		全国平均以上 H24 (2012)
目標 県職員（男性）の育児休業取得率	8.8%		H21 (2009)	8.8%		10.0% H24 (2012)
目標 ファミリー・サポート・センター実施か所数	16か所		H21 (2009)	17か所		20か所 H26 (2014)
目標 保育所待機児童数 注2	113人		H21 (2009)	213人		0人 H26 (2014)
目標 延長保育実施か所数	386か所		H21 (2009)	400か所		468か所 H26 (2014)
目標 病児・病後児保育実施か所数	29か所		H21 (2009)	28か所		45か所 H26 (2014)
目標 放課後児童クラブ実施小学校区数	464小学校区		H21 (2009)	460小学校区		全小学校区 H26 (2014)
参考 女性の労働力率（30～34歳）	63.9%		H17 (2005)	63.9%		H17 (2005)
参考 年次有給休暇の1人当たりの取得日数	7.8日		H22 (2010)	7.8日		H22 (2010)
(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進						
目標 農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数 (注) 農業委員、農業協同組合役員を対象	8	3	H22 (2010)	8	3	H22 (2010)
参考 家族経営協定の締結数	97件		H21 (2009)	101件		H22 (2010)
(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境整備						
参考 女性の参画により「6次産業化」等経営の多角化を進めている集落法人数	20法人		H22 (2010)	20法人		H22 (2010)
2 地域社会活動における男女共同参画の推進						
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進						
目標 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（全審議会） 注3	28.7%		H22 (2010)	29.7%		H23 (2011)
目標 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会 注4を除く。) 注3	34.9%		H22 (2010)	36.0%		H23 (2011)
目標 エソールひろしま大学（専科）修士生累計	52人		H22 (2010)	52人		166人 H27 (2015)
参考 県、市町の議員数（女性）	県 3人 市町48人	H22(2010)年 12月末日	県 3人 市町48人	H22(2010)年 12月末日		
参考 自治会長に占める女性の割合	5.6%		H22 (2010)	5.6%		H22 (2010)
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進						
参考 NPO法人数（人口10万人当たり）	21.0法人		H21 (2009)	23法人		H22 (2010)

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(3) 市町等との連携強化・取組支援

目標	男女共同参画計画を策定した市町数	20市町	H 2 2 (2010)	20市町	H 2 2 (2010)	県内全市町	H 2 7 (2015)
----	------------------	------	-----------------	------	-----------------	-------	-----------------

人づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} (年度)	現況値 ^{注1} (年度)	目標値 (年度)				
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実							
(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実							
目標	エソール広島大学（基礎講座）男性受講者の割合	10%	H 2 2 (2010)	10%	H 2 2 (2010)	20%	H 2 7 (2015)
参考	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方に「賛成」という人の割合	女性41.6% 男性55.0%	H 2 0 (2008)	女性41.6% 男性55.0%	H 2 0 (2008)		
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実							
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実							
目標	最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合（県立高校）	30.3%	H 2 1 (2009)	31.9%	H 2 2 (2010)	40%	H 2 6 (2014)
3 家庭における男女共同参画の推進							
(1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実							
参考	男性が家事や育児、介護などに関わる時間（1日当たり）	40分	H 1 8 (2006)	40分	H 1 8 (2006)		
(2) 家庭教育・子育て支援の充実							
目標	地域子育て支援拠点事業実施か所数	105か所	H 2 1 (2009)	109か所	H 2 2 (2010)	139か所	H 2 6 (2014)

安心づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} (年度)	現況値 ^{注1} (年度)	目標値 (年度)				
1 生涯を通じた健康と自立の支援							
(1) 生涯を通じた健康対策の推進							
目標	周産期母子医療センターが整備された二次保健医療圏域数	5圏域	H 2 1 (2009)	5圏域	H 2 2 (2010)	全圏域 (7圏域)	H 2 6 (2014)
目標	24時間小児救急医療体制が整備された二次保健医療圏域数	6圏域	H 2 1 (2009)	6圏域	H 2 2 (2010)	全圏域 (7圏域)	H 2 6 (2014)
参考	15～49歳女子人口10万人当たり産婦人科・産科従事医師数	41.5人	H 2 0 (2008)	41.5人	H 2 0 (2008)		
(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援							
目標	平均自立期間（日常生活が要介護ではなく、自立して暮らせる生存期間の平均）	65歳女性 20.54年 65歳男性 17.08年	H 2 0 (2008)	65歳女性 20.54年 65歳男性 17.08年	H 2 0 (2008)	65歳女性 20.99年 65歳男性 17.64年	H 2 4 (2012)
目標	小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）提供量	1,707人	H 2 1 (2009)	2,365人	H 2 2 (2010)	2,619人	H 2 3 (2011)
目標	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（介護予防を含む。）定員数 ^{注2}	4,110人	H 2 2 (2010)	4,564人	H 2 3 (2011)	5,056人	H 2 3 (2011)
目標	グループホーム・ケアホームサービス量（1か月分）	1,095人	H 2 1 (2009)	1,095人	H 2 1 (2009)	1,437人	H 2 3 (2011)
目標	消防団員のうち女性の占める割合	1.8%	H 2 1 (2009)	1.8%	H 2 2 (2010)	7.8%	H 2 7 (2015)
参考	65歳以上の「ボランティア活動」行動者率	30.5%	H 1 8 (2006)	30.5%	H 1 8 (2006)		
参考	元気高齢者の割合	81.5%	H 2 1 (2009)	80.8%	H 2 2 (2010)		
参考	障害者雇用率	1.83%	H 2 2 (2010)	1.83%	H 2 2 (2010)		
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進							
(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進							
参考	こども家庭センター等における女性に関する相談件数	6,442件	H 2 1 (2009)	6,517件	H 2 2 (2010)		
(2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進							
参考	性犯罪10番の受理件数	35件	H 2 1(2009) 年中	33件	H 2 2(2010) 年中		
参考	セクシュアル・ハラスメント被害を受けた女性の割合	9.4%	H 2 0 (2008)	9.4%	H 2 0 (2008)		

(注1) 計画策定時の数値は、広島県男女共同参画基本計画（第3次）策定時（平成23(2011)年3月14日）の直近の数値であり、現況値は、平成22(2010)年度末までに更新された数値である。

(注2) 平成23(2011)年4月現在の現況値である。

(注3) 平成23(2011)年6月現在の現況値である。

(注4) 5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

